

・ 事案の概要

日本尊厳死協会が内閣総理大臣に対し、公益認定申請をしたところ、「同協会の事業のうち、リビング・ウィルの登録管理事業を公益目的事業として認めると、医師を治療中止へ誘引する等の悪影響(法的な不利益)を与える可能性がある」との理由で不認定処分がなされた。

そこで、日本尊厳死協会が国に対し、この不認定処分の取消と義務付けを求め提訴したところ、第一審判決が取消を認めたため(義務付けは棄却)、国が判決を不服として控訴した。

・ 高等裁判所の判断【東京高裁令和元年10月30日判決】 → 不認定処分を取り消す※

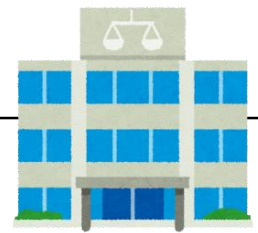
協会の登録管理事業は、公益目的事業に該当する。

患者の推定的意思に基づく延命措置等に起因する種々の法的リスクから医師等を守るための手段として、リビング・ウィルが果たし得る積極的な役割を考慮に入れる必要がある。

協会のリビング・ウィルの存在により、医師が遺族等から無用な責任追及を受けることを免れる可能性があり、結果として、終末期医療の治療方針の決定場面における患者の自己決定権が保護されるものと考えられる。

よって、国の判断は社会通念に照らして著しく妥当性を欠く。

※一審同様、義務付けは棄却



・ 現在の状況

- ・ 国から上告がなされなければ、本日から14日(令和元年11月13日)で判決が確定。